

助成金交付選考基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人 Soil(以下「当財団」という)の助成団体選考委員会規定第2条に規定する助成先の選考方法及び基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の方法)

第2条 当財団は、電子申請により受付けた申請書及び資料を適正な情報管理をもって選考委員会の審査に供するものとする。

2 選考委員会は、助成金の交付対象となるものを選考する。選考委員会が必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出や面談を要求することができる。

3 当財団は、申請資格及び申請内容について、申請者に面談の受け入れ又は資料の提出を求めることができる。

4 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。

5 審査結果は、申請者に対し電子メールにて通知するほか、当財団ホームページで公表する。

(選考基準)

第3条 助成金選考基準は、次のとおりとする。

(1)社会課題解決を目的としていること

- ・組織の定款や事業計画書の目的として、社会課題の解決が掲げられていること

(2)課題解決の社会的な意義

- ・対象とする社会課題が明確であり、その課題により生じている社会に対する負の影響が大きいこと
- ・該当事業の推進により、解決される課題からくる影響の量・質が大きいこと

(3)計画の実現可能性

- ・計画が具体的であり、実現の根拠が示されていること
- ・代表者並びに関係者の意欲、過去の実績、チームの構成など、計画を実現する蓋然性の根拠となる強みが存在していること

(4)当財団による支援の必要性

- ・社会的意義があっても経済的リターンが見えないため資金が集まりづらい、社会課題解決に邁進するために、短期的成果を求める営利型の調達を取り入れられないなどの理由で事業活動推進のための資金難である度合いが大きいこと
- ・助成金による、活動推進の度合いが大きいと見込まれること

(5)テクノロジー活用の度合い

- ・技術を活用することで、課題に対して広く大きなインパクトを与えうる取り組みであること

(6)活動の持続可能性

- ・持続的に事業活動を継続する経済的な基盤確立の目途が立つこと
- ・過去に存在した困難を乗り越えて現在に至っているというバックグラウンドがあること

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行われるものとする。

(附則)

1 この規程は令和5年1月16日より施行する。